

平成29年度版

図書館年報



川西市立中央図書館

目 次

1	沿革	1~5
2	施設	6~7
3	組織	8
4	業務	9
5	図書館協議会	10
6	予算・決算	10
7	図書館資料	
	(1)蔵書数	11
	(2)分類別蔵書数	11~12
	(3)新聞・雑誌	12
	(4)雑誌タイトル	13
8	利用状況	
	(1)登録者数	14
	(2)貸出者数	15
	(3)貸出冊数	15
	(4)ベストリーダー	16
9	各種サービス	
	(1)予約リクエスト	17
	(2)レファレンス	17
	(3)相互貸借	17
	(4)資料複写	18
	(5)情報検索システム	18
	(6)障がい者サービス	18
	(7)団体貸出	18
	(8)公民館図書室への配送	18
10	集会活動等	
	(1)定期集会活動	19
	(2)展示等	19
	(3)リサイクル展	19
	(4)児童サービス	19
	(5)障がい者サービス	20
	(6)講演・講座	20
	(7)見学・実習	20
	(8)外部イベントへの参加	20
	(9)こどもの読書活動推進協議会主催講座等	20

1 沿革

昭和55年

1月 川西市の図書館建設に伴う基本調査を委託

56年

3月 「川西市の図書館建設基本構想にかかる調査研究について」の報告書が完成

58年

1月 移動図書館「ともしび」が11か所のステーションに運行開始

59年

4月 移動図書館が「鶯台自治会館」に巡回開始

5月 移動図書館「清和台センターモール駐車場」廃止

60年

4月 移動図書館が「満願寺」に巡回開始

63年

5月 移動図書館「西友多田店前駐車場」廃止

6月 移動図書館が「北陵集会所」に巡回開始

平成 2年

4月 図書館開設準備室を設置

5月 移動図書館「明峰小学校正門前」廃止

12月 「川西市立図書館設置条例」公布

3年

2月 「川西市立図書館設置条例施行規則」公布

3月 移動図書館「川西農協久代分室駐車場」「鴨神社境内」「川西小学校校庭」「JR川西池田駅前」「川西市役所駐車場」廃止

4月12日 川西市立中央図書館開館

市内7公民館図書室と専用回線のコンピュータ・オンラインで相互貸借を開始

5月 移動図書館が「東久代馬入公園」「多田浄水場前」「けやき坂自治会館」「老人福祉センター」「一庫社務所横」「美山台案内所駐車場」に巡回開始

8月 移動図書館「湯山台団地入口」廃止

9月 移動図書館が「藤ヶ丘第3公園」「西多田自治会館」に巡回開始

10月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
阪神地区公共図書館の広域利用開始

4年

4月 移動図書館が「東畦野公民館」「大和第3自治会館」に巡回開始

10月 移動図書館「多田浄水場前」廃止

11月 移動図書館が「トウカエデ公園」に巡回開始

5年

1月 移動図書館第2代「ともしび」が新規改造して運行開始

- 3月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
- 6月 土・日曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
- 6年
- 3月 移動図書館「大和第1自治会館」廃止
- 4月 移動図書館が「大和第2自治会館」に巡回開始
- 7年
- 1月17日の兵庫県南部地震で被災のため26日まで休館**
- 3月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
- 4月 移動図書館が「久代」「南野坂」「丸山台」の仮設住宅に巡回開始
- 9月 兵庫県南部地震で被災した天井修理のため25日から30日まで休館
- 8年
- 2月 移動図書館「播安酒販駐車場」廃止
- 9年
- 1月 移動図書館が「県営川西東多田団地」「多田保育所」に巡回開始
- 2月 図書館コンピュータシステム「富士通ILIS/X-50」を「富士通ILIS/X-30」に移行するため21日から3月6日まで休館
- 公民館図書室とのコンピュータ・オンラインを専用回線からINSネット64に切替
- 10月 移動図書館「久代仮設住宅」「南野坂仮設住宅」「丸山台仮設住宅」廃止
- 11月 移動図書館が「石道児童公園」「県営けやき坂高層住宅」に巡回開始
- 10年
- 5月 移動図書館「けやき坂自治会館」「美山台案内所駐車場」廃止
- けやき坂公民館・北陵公民館の図書室開室に伴う相互貸借を開始
- 9月 移動図書館が「西緑が丘はなさきもり公園」に巡回開始
- 11年
- 4月 市内公民館図書室が広域利用を開始
- 12年
- 4月 「川西市立図書館設置条例」「同施行規則」に施設使用管理規定を整備して「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」と改称
- 5月 米国ボーリンググリーン市との姉妹都市図書館交流の調印を締結
- 6月 米国ボーリンググリーン市との姉妹都市交流コーナーを館内に開設
- 9月 移動図書館「一庫社務所横」廃止
- 10月 移動図書館が「一庫3丁目6」に巡回開始
- 14年
- 2月 図書館コンピュータシステムを「富士通iLiswing21/UX」に更新、移行作業のため14日から28日まで休館
- 3月 ホームページを開設
- 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正し、貸出冊数枠を

6冊から8冊に拡充

- 4月 「こどもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、23日を開館して「こども読書の日」記念事業を実施

15年

- 4月 大和サービスセンターで返却図書を受付を開始
- 7月 移動図書館が「満寿荘」に巡回開始

16年

- 3月 C D試聴サービスを廃止
- 7月 5階調査相談室にB P S (図書無断持ち出し防止装置)を設置

17年

- 3月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を廃止、新たに制定
- 7月 ビデオブースを廃止
4階フロアの書架を増設及び展示用本棚、新聞用書架、B P S (図書無断持ち出し防止装置)を設置
- 8月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正
- 12月 移動図書館「鶯台自治会館」廃止

18年

- 1月 移動図書館第3代「ともしび」が新規運行開始
移動図書館が「鶯の森第4公園」に巡回開始

19年

- 3月 図書館コンピュータシステムを「N E CネクソソリューションズLiCSLIVRE」に更新、移行作業のため2月15日から28日まで休館
ホームページをリニューアル、モバイル用ホームページを新設、音声自動応答サービスを開始
- 5月 情報検索用端末で、新聞記事(朝日)・官報の検索や近隣の公共図書館と県・阪神各市町のホームページの閲覧が可能に
- 6月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正し、貸出冊数枠を8冊から12冊に拡充
- 8月 図書館ホームページから貸出中資料の予約開始
公民館図書室で中央図書館の資料の予約開始
中央図書館・公民館図書室・大和行政センターのいずれでもC D・C D付図書・紙芝居の返却が可能に
- 9月 「おはなしのくに」のうち0~2歳児対象の読み聞かせを月1回から2回へ拡充
- 11月 団体図書館カード交付団体に「団体貸出セットパック」貸出開始

20年

- 4月 祝日の開館を開始
団体貸出の冊数を100冊から200冊に拡充

「団体貸出セットパック」にリクエストパックを追加

- 7月 出張図書館事業を試行（出前通信の発刊・配付、出張展示・貸出）
- 9月 子ども読書サポーターステップアップ講座を実施（～21年3月10回開催）
- 10月 点訳ボランティア養成講座を実施（～21年1月10回開催）

21年

- 2月 市立川西病院に図書館で不要になった資料を活用したりサイクル本コーナーを設置し、隔月での配送を開始
- 3月 移動図書館「ともしび」の運行を3月31日をもって廃止
- 5月 図書館ホームページにデジタル資料室を開設
- 6月 地域振興コーナーを設置
図書館だより「ほっとHOT（PDF版）」を図書館ホームページに掲載
- 7月 児童書コーナーに大型絵本・大型紙芝居書架を設置
- 10月 インターネットからの予約を在架図書へ拡充
- 11月 情報検索用端末サービスの検索・閲覧範囲を拡充

22年

- 1月 図書館音訳ボランティアを対象にD A I S Y（デイジー）入門講座を実施（～2月5回実施）
- 2月 子ども図書館だより「コロボックル（PDF版）」を図書館ホームページに掲載
- 4月 国民読書年記念リレー展示を実施（全8回）
音訳サービスのD A I S Y化を開始
- 6月 視覚障がい者向けにデジタル録音図書再生機の貸出を開始
- 7月 一般書フロアに大活字本コーナーを設置し、大きな活字の本と点字本を置く
国民読書年記念バリアフリーDVD（日本語字幕付き）上映会の開催（11月に再上映）
- 12月 マルチメディアD A I S Y図書の施設貸出を開始

23年

- 4月 子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣より表彰
- 5月 マルチメディアD A I S Y図書の個人貸出を開始
- 11月 図書館開館20周年記念事業として、20周年ロゴ入りブックカバーや20周年記念誌の配布、記念講演会や記念バリアフリーDVD上映会等を実施

24年

- 5月 D A I S Y図書作成講座を実施（～5月28日5回開催）
- 10月 おはなしボランティア（読み聞かせ）養成講座を実施（～25年3月13日7回開催）

25年

- 2月 音声自動応答サービスを終了
- 3月 図書館コンピュータシステムを「NECネクサソリューションズL i c s - R e」に更新、移行作業のため2月15日から28日まで休館
ホームページ画面のレイアウト変更、ホームページの閲覧支援、パスワード登録・イ

ンターネット予約を改良

4月 「まちづくり情報コーナー」を設置

8月 図書館来館者アンケートを実施

10月 点訳ボランティア養成講座（入門編）を実施（～2月6日10回開催）

おはなしボランティア（ストーリーテリング）養成講座を実施（～3月12日6回開催）

11月 自館作成のD A I S Y図書第1号が完成（以降継続）

26年

7月 音訳ボランティア講座（音訳技術講習）を実施（1回開催）以降継続

10月 おはなしボランティア（ステップアップ）養成講座を実施
（～27年3月13回開催）

12月 知的書評合戦ビブリオバトル・ブックコマーシャル開催

27年

1月 学校図書館応援プロジェクト開始

3月 「池田市・川西市公立図書館広域利用」試行開始

（川西市に在勤在学する人を除く池田市在住の人図書5冊まで/2週間）

9月 音訳ボランティア養成講座（入門講座）を実施（計15回開催）以後継続

11月 学校司書が選んだ本展開始

28年

2月 「川西市民が望む図書館像とは」（川西市図書館協議会意見書）提出

3月 「池田市・川西市公立図書館相互利用」に改め継続

29年

2月 点字ブロック改修

2月 館内放送機器改修

2 施 設

(1)概 要

名 称：川西市立中央図書館
川西市施行「川西能勢口駅南地区第二種市街地再開発事業」

所 在 地：川西市栄町25番1号「アステ川西」内

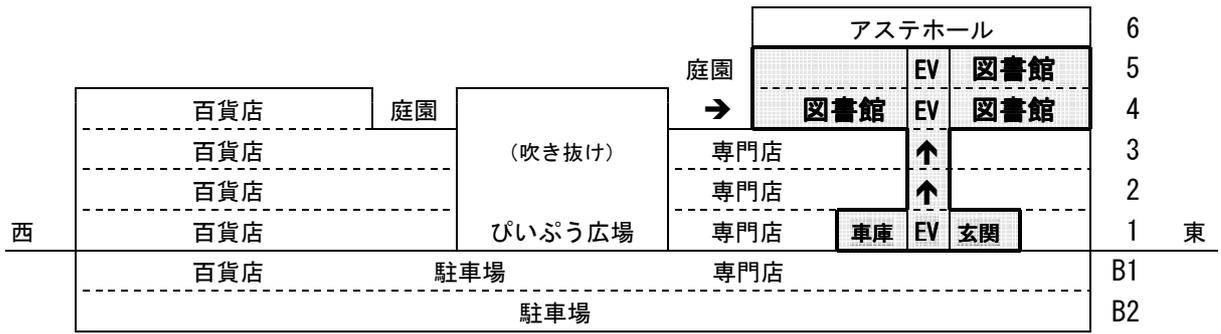
交通機関最寄り駅：阪急電車・能勢電車「川西能勢口」から徒歩3分
JR「川西池田」から徒歩5分

蔵書収容能力：300,000冊

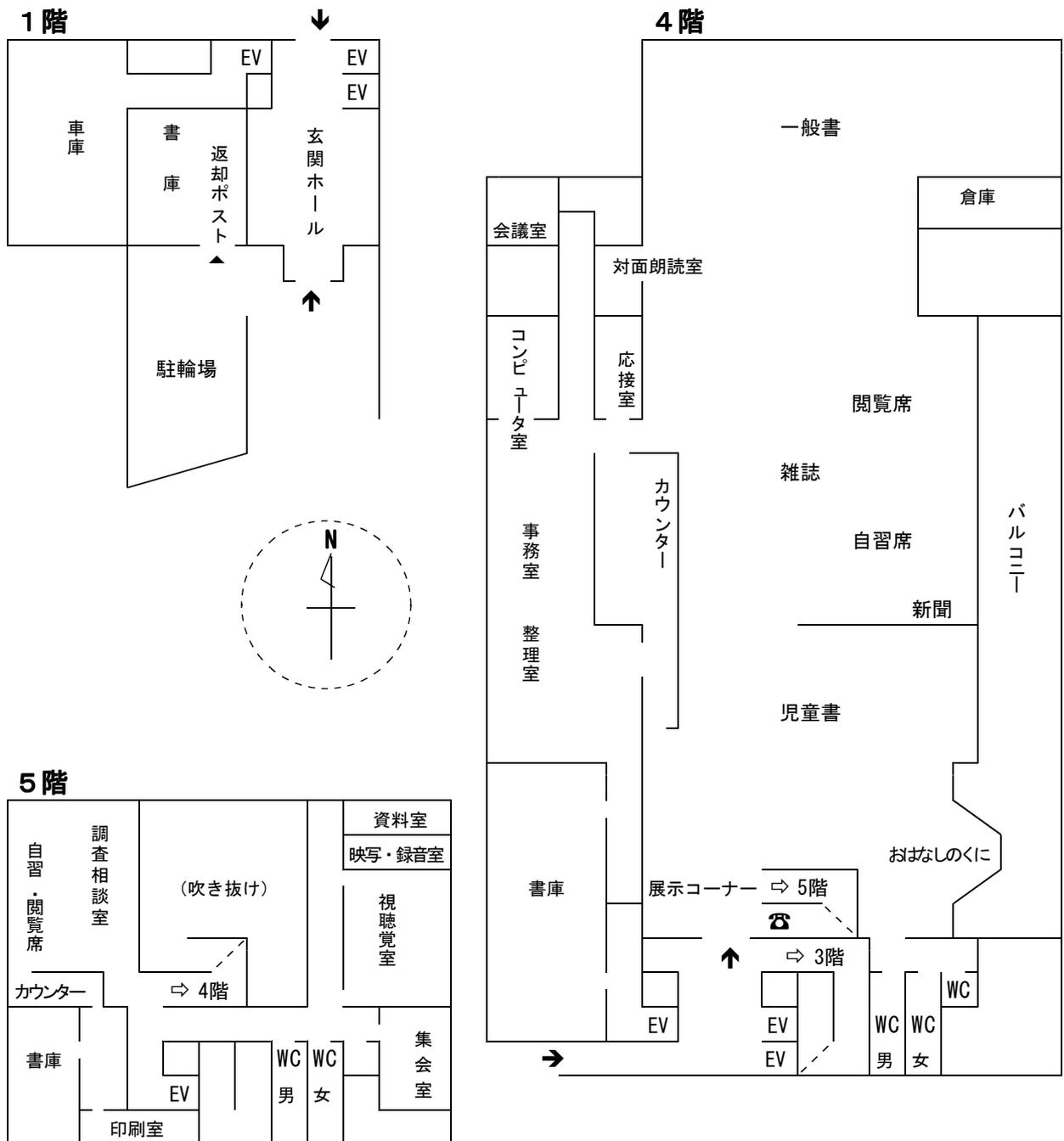
各階面積（鉄筋コンクリート造、地上6階・地下2階のうち占有部分）

階数	用 途	面 積 (m ²)	
B1	エレベータピット	13.95	13.95
1	玄関ホール・通路他 閉架書庫・作業室 車庫	126.63 60.62 80.33	267.58
2	エレベータシャフト	12.25	12.25
3	エレベータシャフト	12.55	12.55
4	事務室・管理室 開架書庫 閉架書庫 対面朗読室 通路他	230.44 1,238.80 112.04 9.36 284.21	1,874.85
5	調査相談室・開架書庫 閉架書庫 集会室 視聴覚室・資料室他 印刷室・通路他	201.53 64.66 50.21 171.33 230.76	718.49
6	エレベータ機械室	28.10	28.10
合計		2,927.77	

(2) アステ川西の構成



(3) 図書館の各階配置



3 組 織

(平成 29 年 4 月現在)

経営管理	運営管理		
統括・総務	組織構成		業務構成
	係	職員数(司書数)	(条例施行規則第 2 条各号による)
<p style="text-align: center;">館 長</p> <p style="text-align: center;"> </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">図書館協議会</div>	副統括	館長補佐 1 (司書 1)	
	資料担当	嘱託職員 5(司書 5) 臨時職員 2(司書 2)	1号業務(資料収集等) 4号業務(相互貸借等) 5号業務(読書案内等) 6号業務(郷土資料等) 10号業務(図書館行事)
	貸出担当	嘱託職員 6(司書 6) 臨時職員 1(司書 0)	2号業務(個人貸出) 3号業務(団体貸出) 8号業務(障がい者サービス) 13号業務(子ども読書活動)
	庶務担当	主任 1(司書 1) 課員 1(司書 0) 嘱託職員 1(司書 1) 臨時職員 1(司書 1)	7号業務(図書館年報等) 9号業務(施設利用提供) 11号業務(登録グループ) 12号業務(公民館連携) 14号業務(図書館協議会) その他庶務
	総務 管下	窓口業務等臨時職員 14 (司書 7、司書補 1)	窓口業務等補助
職員構成 34 人	正規職員 4 人 (司書 3 人) 嘱託職員 12 人 (司書 12 人) 臨時職員 18 人 (司書 9 人、司書補 1 人)		

4 業 務

業 務 日 等	開 館 (2 8 7 日)	月曜日及び水曜日から金曜日まで : 午前 1 0 時 ~ 午後 7 時 土曜日・日曜日及び祝日 : 午前 1 0 時 ~ 午後 5 時
	閉 館 (2 1 日)	月末整理 : 毎月末、1 2 月 2 8 日 (火・土・日曜日・祝日と重なる場合はその日以外において月末に最も近い日) 特別整理 : 2 週間以内
	休 館 (5 7 日)	火曜日 (祝日と重なる場合はその翌日) 年末・年始 : 1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 図書の返却 1 階の「返却ポスト」で 終日対応 </div>
	ア ク セ ス	電話 : 0 7 2 - 7 5 5 - 2 4 2 4 ファクシミリ : 0 7 2 - 7 5 5 - 2 4 5 8 ホームページ : http://www.library.city.kawanishi.hyogo.jp/ 携 帯 電 話 : https://www.library.city.kawanishi.hyogo.jp/WebOpac/mobile/index.do
主 な 業 務	個 人 貸 出	利用資格 : 川西市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・猪名川町に住所のある人 川西市内の事業所に勤務する人 川西市内の学校・幼稚園・保育所又は宝塚大学に在籍する人 川西市に在勤・在学する人を除く池田市に住所のある人 貸出内容 : 図書 1 2 冊・C D 2 点まで / 2 週間以内 (ただしマルチメディアDAISY図書は図書 1 2 冊の範囲内で 2 点まで) 川西市に在勤・在学以外の池田市に住所のある人は、図書 5 冊まで / 2 週間以内
	身体障がい者	郵送貸出 : 身体障害者手帳 1 ~ 3 級を交付されている市内居住者 (1 5 冊まで / 4 週間以内) 対面朗読 : 視覚障がいのある市内居住者への対面朗読室での図書の朗読 点訳・音訳 : 視覚障がいのある市内居住者へ希望図書の点訳または音訳 デジジー図書再生機の貸出 : 視覚障がいのある市内居住者で、機器を持たない人へ貸出 (3 ヶ月前から申込・4 週間以内、なお貸出返却に来館できる人に限る)
	団 体 貸 出	利用資格 : 市内の団体・学校園等 (登録が必要) 冊数・期間 : 2 0 0 冊まで / 8 週間以内
	レファレンス	5 階専用カウンター及び館内・電話等での調査相談
	相 互 貸 借	阪神 6 市 1 町立・県立・国立国会等図書館からの所蔵資料借受
	図書の予約	館内窓口、館内利用者端末、インターネット、公民館から予約可 (ただし、館内窓口や館内利用者端末からの予約は貸出中の図書のみ)
	複 写	館内資料の複写 (有料)
	図書館だより (広報)	「ほっとHOT」(月刊) : 行事・トピック・書評 「コロボックル」(季刊) : こども向けの行事・トピック 「新着案内」(月刊) : 新着図書の抜粋紹介、約 100 冊
	施設の利用	集会室・視聴覚室 : 図書館運営に即した活動 (登録が必要) 自習席 (3 0 席) : 図書館カードが必要 情報検索用端末 (1 台) : 5 階調査相談室にあり・申込制 1 回 1 時間

5 図書館協議会

(1) 委員構成 定数：10人以内（委員任期：平成27年7月1日～平成29年6月30日）

区分	氏名	職業等	役職
学識経験のある者	仲井 徳	大学准教授	会長
社会教育の関係者	森 明子	音訳ボランティア	副会長
	秋山 洋煥	社会教育委員	
	田中 里香	社会教育委員	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	近藤 詩壽代	読み聞かせボランティア	
	谷内 直子	子ども会世話役	
学校教育の関係者	森野 雄二郎	県立高等学校教諭	
	西谷 久範	市立中学校長	
	小和田 勉	市立小学校長	
	常田 麻里	市立幼稚園長	

平成29年3月31日現在

(2) 開催状況

開催年月日	協議事項
平成28年8月5日(金)	平成27年度事業報告について(報告) 平成28年度図書館予算について(報告) 平成28年度図書館運営について(協議)
平成29年2月13日(月)	子どもの読書活動推進について(報告) 学校との連携について(報告) 図書館ボランティア等との協働について(報告) 施設の改善について(報告) 読書啓発に関わる事業について(協議) 市民との協働について(協議)

6 予算・決算

(単位：円)

	平成28年度当初予算額	平成28年度決算額	平成27年度決算額
(目)06図書館費	192,259,000	191,966,247	183,548,024
01人件費	46,060,000	47,793,513	45,277,619
02図書館運営事業	98,090,000	96,856,674	92,481,232
うち資料費	20,599,698	20,601,362	20,440,078
03図書館施設維持管理事業	48,109,000	47,316,060	45,789,173

7 図書館資料

(1) 蔵書数

(各年度末現在)

年度	計	一般書	児童書	C D	D V D	点字図書	録音図書		マルチ メディア デバイス	エプソ ン シ ア タ ー
							T	D		
28年度	332,327	255,986	70,842	3,844	450	572	496	68	39	30
増減	1,671	1,708	9	19	12	20	0	15	0	0
購入	9,540	7,840	1,633	28	12	12	0	15	0	0
寄贈	194	130	49	7	0	8	0	0	0	0
除籍	11,405	9,678	1,673	54	0	0	0	0	0	0
27年度	333,998	257,694	70,833	3,863	438	552	496	53	39	30
26年度	329,694	254,016	70,263	3,845	426	539	496	40	39	30

児童書：紙芝居を含む

点字図書・録音図書：タイトル数

点字図書の「購入」欄は自館作成数、「寄贈」欄はサピエダウンロード数を含む

録音図書の内訳：「T」はテープ図書、「D」はDAISY

(2) 分類別蔵書数

図書

(平成28年度末現在)

区分 分類	合計		一般書		児童書	
	冊数	構成比(%)	冊数	構成比(%)	冊数	構成比(%)
0～W 合計	326,828	100.0	255,986	100.0	70,842	100.0
0 総記	7,279	2.2	6,726	2.6	553	0.8
1 哲学・宗教	10,990	3.4	10,544	4.1	446	0.6
2 歴史・地理	24,870	7.6	22,851	8.9	2,019	2.9
3 社会科学	33,127	10.1	31,509	12.3	1,618	2.3
4 自然科学・医学	17,968	5.5	14,162	5.5	3,806	5.4
5 技術・家政学	18,164	5.6	17,002	6.6	1,162	1.6
6 産業	7,011	2.1	6,252	2.5	759	1.1
7 芸術・スポーツ	23,927	7.3	21,683	8.5	2,244	3.2
8 言語	4,841	1.5	4,316	1.7	525	0.7
9 文学	68,594	21.0	42,084	16.4	26,510	37.4
F 日本近代小説	64,463	19.7	64,463	25.2	-	-
M 日本近代随筆	10,408	3.2	10,408	4.1	-	-
C 郷土資料	3,991	1.2	3,986	1.6	5	0.0
E 絵本	30,108	9.3	-	-	30,108	42.5
W 紙芝居	1,087	0.3	-	-	1,087	1.5

C D

区 分		点数	構成比(%)
赤	クラシック	989	25.7
黄	ポピュラー	1,999	52.0
青	その他の音楽	632	16.5
緑	音楽以外	224	5.8
合計		3,844	100.0

(3) 新聞・雑誌

区分	点数	タイトル
公報	3	広報かわにし・かわにし市議会だより・官報
新聞	10	朝日・読売・毎日・神戸・産経・日経・毎日小学生
		スポーツニッポン・The Japan Times・点字毎日
雑誌	116	(平成28年度のタイトルは次ページに記載、内寄贈 AMAZON他6点)
合計	129	

雑誌タイトル（平成28年度：116タイトル）

<p>ア AERA アサヒカメラ あまから手帖 <u>AMAZON</u></p> <p>イ 一枚の繪 一個人</p> <p>ウ 美しいキモノ Will</p> <p>エ エコノミスト NHKのおかあさんと いっしょ NHKきょうの健康 NHKきょうの料理 NHK趣味の園芸 NHKすてきに ハンドメイド 演劇界</p> <p>オ オール読物 オレンジページ 音楽の友</p> <p>カ 会社四季報 かがくのとも 家庭画報 華道 上方芸能</p> <p>キ 季刊人権問題 キネマ旬報</p> <p>ク 暮らしの手帖 クロワッサン 群像</p>	<p>ケ 芸術新潮 月刊自家用車 月刊社会教育 月刊天文ガイド 月刊NEWSがわかる 月刊バレーボール 月刊部落解放 現代詩手帖</p> <p>コ 航空ファン こどもとしゃかん 子どもと本 こどものとも こどものとも0.1.2 こどものとも年少版 こどものとも年中向き GOLF DIJEST 碁ワールド</p> <p>サ サッカーマガジンZONE 茶道雑誌 サンキュ！ サンデー毎日</p> <p>シ JJ JTB時刻表 思想 CDジャーナル 週刊朝日 週刊ダイヤモンド 週刊東洋経済 週刊ベースボール ジュリスト 将棋世界 小説現代 小説新潮 新潮</p> <p>ス スクリーン すばる SUMAI no SEKKEI 墨</p>	<p>セ 正論 世界</p> <p>タ たくさんのふしぎ ダ・ヴィンチ たまごクラブ 短歌</p> <p>チ <u>地域づくり</u> <u>地域防災</u> 中央公論</p> <p>テ 鉄道ピクトリアル テニスマガジン</p> <p>ト <u>図書</u></p> <p>ナ Number</p> <p>ニ 日経WOMAN 日経エンタテインメント 日経サイエンス 日経トレンディ 日経PC21 日経ビジネス 日経マネー NEWTON</p> <p>ノ non-no</p> <p>ハ 俳句 母の友 ハルメク 25ans</p>	<p>ヒ PHP ピコロ <u>ひととき</u> BE-PAL ひよこクラブ</p> <p>フ 婦人画報 婦人公論 <u>武道</u> プレジデントFamily 文学界 文芸春秋</p> <p>ホ Voice</p> <p>マ <u>MAMOR</u></p> <p>ミ ミステリマガジン ミセス ミュージカル</p> <p>メ MEN ' S NON-NO</p> <p>モ モダンリビング</p> <p>ヤ やさい畑 山と溪谷</p> <p>ユ 郵趣</p> <p>ラ ランナーズ</p> <p>リ LEE</p> <p>レ レコード芸術</p>
---	--	---	---

下線は寄贈雑誌

8 利用状況

(1) 登録者数

年齢別・性別

	平成28年度末現在				各年度末現在	
	合計	構成比(%)	男	女	27年度	26年度
総数 (有効登録者数)	153,527 (19,704)	100.0	61,473	92,054	150,651	147,317
うち児童	3,312	2.2	1,532	1,780	3,382	3,497
6歳以下	544	0.4	275	269	529	545
7～12歳	2,768	1.8	1,257	1,511	2,853	2,952
うち一般	150,215	97.8	59,941	90,274	147,269	143,820
13～15歳	2,500	1.6	1,139	1,361	2,647	2,767
16～18歳	3,509	2.3	1,601	1,908	3,582	3,600
19～22歳	5,985	3.9	2,712	3,273	6,100	6,079
23～29歳	13,300	8.7	5,900	7,400	13,776	14,481
30～39歳	31,579	20.6	12,733	18,846	32,451	33,061
40～49歳	35,037	22.8	11,734	23,303	33,139	31,192
50～59歳	19,390	12.6	6,690	12,700	18,612	17,684
60～69歳	17,403	11.3	6,948	10,455	17,085	16,318
70歳以上	21,512	14.0	10,484	11,028	19,877	18,638

有効登録者数：年度内に図書館で貸出手続きをした実人数

居住地別

(平成28年度末現在)

	合計	川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市
登録者数 (有効登録者数)	153,527 (19,704)	103,364 (14,500)	1,567	2,586	176	4,831	32,315	1,443	6,156	1,089
構成比(%)	100.0	67.3	1.0	1.7	0.1	3.2	21.0	1.0	4.0	0.7

川西市登録者数には在勤・在学者数を含む

有効登録者数：年度内に図書館で貸出手続きをした実人数(川西市の有効登録者数は在勤・在学者を除く市民のみ)

<参考> 阪神7市1町立図書館の登録者数

(平成28年度末現在)

	合計	川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町
登録者数	719,984	153,527	197,139	137,534	20,873	57,730	58,495	42,842	51,844
うち阪神7市1町以外	595,974	104,453	185,540	124,435	18,740	46,844	54,087	41,376	20,499
うち阪神7市1町	124,010	49,074	11,599	13,099	2,133	10,886	4,408	1,466	31,345
(うち川西市民)	31,643		439	223	13	1,151	559	100	29,158
構成比(%)			0.2	0.2	0.1	2.0	1.0	0.2	56.2

構成比：各市町立図書館の登録者数に占める川西市民の割合

(2) 貸出者数

世代別

(人)

	合計	～12歳	～19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
28年度	276,105	18,415	13,849	7,451	28,546	55,279	40,264	56,506	55,795
27年度	289,915	17,738	15,812	9,787	31,459	59,852	41,150	60,118	53,999
26年度	285,268	15,981	16,465	10,112	33,669	59,604	39,929	58,415	51,093

居住地(7市1町)別：上記「合計」の内数

(人)

		川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町
28年度	計	210,699	1,183	1,887	33	3,204	49,495	799	3,920
	～12歳	11,085	24	11	0	22	2,378	47	30
	13歳～	199,614	1,159	1,876	33	3,182	47,117	752	3,890
27年度		220,102	1,174	1,894	17	3,598	53,529	921	3,989
26年度		217,456	1,200	2,331	15	3,309	56,249	807	3,901

注：広域連携除く

(3) 貸出冊数

貸出冊数

(冊)

	合計	一般書	児童書	雑誌	CD	点字図書	録音図書	
							テープ	デイジー
28年度	754,344	572,847	152,587	16,482	12,061	247	93	27
27年度	798,631	612,062	155,534	16,993	13,727	246	52	17
26年度	795,684	613,913	147,942	17,079	16,298	121	320	11

注：一般書に相互協力、児童書にエプロンシアターを含む

注：録音図書のデイジーにマルチメディアデイジーを含む

居住地別登録者への貸出冊数：上記の「(3)貸出冊数 平成28年度」の内数

(冊)

	合計	一般書	児童書	雑誌	CD	点字図書	録音図書	
							テープ	デイジー
合計	754,344	572,847	152,587	16,482	12,061	247	93	27
川西市	576,805	432,322	122,608	12,255	9,257	243	93	27
阪神6市1町の計	163,377	129,337	27,352	3,880	2,804	4	0	0
尼崎市	3,115	2,520	490	32	72	1	0	0
西宮市	5,575	4,825	502	228	19	1	0	0
芦屋市	91	84	1	2	4	0	0	0
伊丹市	9,239	8,154	459	354	272	0	0	0
宝塚市	134,142	104,057	25,066	3,099	1,918	2	0	0
三田市	1,705	1,345	263	74	23	0	0	0
猪名川町	9,510	8,352	571	91	496	0	0	0
池田市連携	14,162	11,188	2,627	347	0	0	0	0

(3) 貸出冊数

貸出冊数

(冊)

	合計	一般書	児童書	雑誌	C D	点字図書	録音図書	
							テープ	デイジー
28年度	754,344	572,847	152,587	16,482	12,061	247	93	27
27年度	798,631	612,062	155,534	16,993	13,727	246	52	17
26年度	795,684	613,913	147,942	17,079	16,298	121	320	11

注：一般書に相互協力、児童書にエプロンシアターを含む

注：録音図書のデイジーにマルチメディアデイジーを含む

居住地別登録者への貸出冊数：上記の「(3)貸出冊数 平成28年度」の内数

(冊)

	合計	一般書	児童書	雑誌	C D	点字図書	録音図書	
							テープ	デイジー
合計	754,344	572,847	152,587	16,482	12,061	247	93	27
川西市	576,805	432,322	122,608	12,255	9,257	243	93	27
阪神6市1町の計	163,377	129,337	27,352	3,880	2,804	4	0	0
尼崎市	3,115	2,520	490	32	72	1	0	0
西宮市	5,575	4,825	502	228	19	1	0	0
芦屋市	91	84	1	2	4	0	0	0
伊丹市	9,239	8,154	459	354	272	0	0	0
宝塚市	134,142	104,057	25,066	3,099	1,918	2	0	0
三田市	1,705	1,345	263	74	23	0	0	0
猪名川町	9,510	8,352	571	91	496	0	0	0
池田市連携	14,162	11,188	2,627	347	0	0	0	0

(4) ベストリーダー

一般書

年度	順位	タイトル	著者	貸出回数
28年度	1	祈りの幕が下りる時	東野 圭吾	257
	2	虚ろな十字架	東野 圭吾	249
	3	夢幻花	東野 圭吾	226
	4	後妻業	黒川 博行	222
	5	マスカレード・イブ	東野 圭吾	214
27年度	1	祈りの幕が下りる時	東野 圭吾	309
	2	夢幻花	東野 圭吾	290
	3	海賊とよばれた男 上	百田 尚樹	262
	4	キャロリング	有川 浩	249
	5	母性	湊 かなえ	249

児童書

年度	順位	タイトル	著者	貸出回数
28年度	1	しろくまちゃんぱんかいに	わかやま けん	154
	2	ぴょーん	まつおか たつひで	134
	3	どんどこももんちゃん	とよた かずひこ	117
	4	鹿の王 上	上橋 菜穂子	115
	5	おふるだ、おふるだ!	わたなべ しげお	112
	5	にんじん	せな けいこ	112
27年度	1	かいけつゾロリのみかめ大さくせん	原 ゆたか	151
	2	ぴょーん	まつおか たつひで	144
	2	かいけつゾロリはなよめとゾロリじょう	原 ゆたか	141
	4	鹿の王 上	上橋 菜穂子	138
	5	しろくまちゃんぱんかいに	わかやま けん	128

9 各種サービス

(1) 予約リクエスト

予約 (件)

	28年度	27年度	26年度
予約合計	131,766	135,435	133,626
端末	18,316	20,982	20,955
OPAC	8,138	8,993	9,148
WEB	103,454	103,606	100,323
モバイル	1,858	1,854	3,200

リクエスト (件)

	28年度	27年度	26年度
購入	3,257	3,771	4,386
借受	303	411	156

(2) レファレンス (件)

	28年度	27年度	26年度
面談	1,142	1,429	1,239
電話	4	12	14
合計	1,146	1,441	1,253

調査相談室のみの件数

(3) 相互貸借 (借受/貸出の冊数) (冊)

	28年度	27年度	26年度
阪神6市1町	1,092/1,030	1,467/1,050	1,370/1,136
県立図書館	310/4	503/3	552/1
国立国会図書館	4/0	10/0	3/0
上記以外	92/272	210/332	131/350

阪神6市1町の内訳(平成28年度)

(冊)

	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町
借受	192	154	160	89	235	156	106
貸出	237	188	78	47	152	253	75

(4) 資料複写

複写の種類	28年度	27年度	26年度
モノクロ	32,740	35,490	34,575
カラー	1,756	2,293	1,493
合計	34,496	37,783	36,068

モノクロ:10円/枚、カラー:50円/枚

(5) 情報検索システム

	28年度	27年度	26年度
利用人数	1,209	1,148	1,123
利用時間	1,233時間29分	1,074時間1分	1,108時間9分

平成19年5月から実施

(6) 障がい者サービス

貸出

		28年度	27年度	26年度
点字図書貸出 (冊)	当館	101	129	121
	他館借受	147	82	183
録音図書貸出 (本)	当館	473	324	331
	他館借受	1,793	1,871	1,826
墨字図書 郵送貸出(冊)		565	632	742

音訳サービス

		28年度	27年度	26年度
対面朗読(件)		12	25	37
図書館だより等 録音数(タイトル数)	作成	133	144	135
	貸出	355	315	295

(7) 団体貸出

	28年度	27年度	26年度
登録団体数	104	111	81
貸出冊数	24,715	30,059	22,858
うち「セットパック」による貸出冊数	20,848	26,001	19,266

「セットパック」とは、団体が希望するジャンルと冊数に合わせて図書館職員が選書して送付を行っているもの。平成19年11月から実施

(8) 公民館図書室への配送

	28年度	27年度	26年度
配送冊数	40,854	39,135	40,970

平成19年8月11日から実施

10 年間行事等 (平成28年度)

(1) 定期集会活動

行事	実施日(対象者)	回数	参加者数(延べ)
ビデオ映写会	毎月 第2・3日曜日(一般向) 7・3月第4日曜日(子ども向)	25回	674人 (ヒューマンライツアター含)
おはなしのくに	毎月 第1～4土曜日(乳児・幼児・児童)	68回	979人

(2) 展 示

月例展示：展示コーナー「読んでみませんか?」において、図書などの展示を行う

実施月	テーマ	実施月	テーマ
4月	家庭菜園の本	10月	夏目漱石没後100年
5月	昔話の世界	11月	灰谷健次郎没後10年
6月	助けあって子育て～男女共同参画～	12月	人権図書展示 ～インターネット上の人権侵害～
7月	本を大切にしよう～修理の現状～	1月	環境問題を考える本
8月	戦争体験記	2月	今を生きよう、楽しく学ぼう 図書館登録グループ紹介
9月	介護が楽になる本	3月	吉村昭生誕90年 「三陸海岸大津波」ほか

特別展示

行事	実施日	内容
かわにし人権・平和展	7/30～8/29	「かわにし人権・平和展」の一環として、広島・長崎の被ばく経験者の手記や、報道写真、論考等戦争を取り扱った図書を展示
	8/14	「真珠湾からの帰還(邦画)」上映
読書週間行事	10/27～11/9	図書館員おすすめの本

(3) リサイクル展

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
施設向図書リサイクル展	8/1～8/29	図書館で不用となった図書・雑誌を市内の教育・福祉機関に譲渡	22団体 1,143冊
図書リサイクル展	11/3	図書館で不用となった図書・雑誌を図書館利用者に譲渡 10円/冊	3,294冊

(4) 児童サービス

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
子ども読書週間行事	4/23～5/12	「きんたくんのおたのしみ袋(ぶっくろ)」 「こどもおはなしランド」 DVD上映会「あらいぐまラスカル」&ブックトーク 英字新聞で折った「かぶと」プレゼント 掲示板展示「みんなで作ろう!こいのぼり」	お楽しみ袋 115袋貸出 こいのぼり作品数 157枚
読書週間行事	10/27～11/9	掲示板展示「カラフルきのこで掲示板を飾ろう!」 人形劇「としょかんらいおん」 「こどもおはなしランド」	きのこ作品数 291枚 人形劇 42人
季節の特別行事		クリスマス会・お正月会など	
プレママ・プレパパ事業	5/23 11/28	「赤ちゃんをむかえるための絵本選びを保健師さんのおはなし」	70人
夏休み行事 「おーい、おいでよ!」	7・8月	図書館員一日体験 夏休み科学教室「二酸化炭素の正体」	図書館員 2組4人 科学教室 65人

(5) 障がい者サービス

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
バリアフリー上映会	12/11	「そして父になる」音声ガイド、日本語字幕付	52人

(6) 講演・講座

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
音訳ボランティア講座	7/7・1/29	デジタイズ図書の録音、編集に必要な技術の向上	44人
音訳ボランティア養成講座(パソコン編)	5月～6月・9月	H27に入門編を受講した人を対象としたステップアップ講座	64人

(7) 見学・実習

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
社会見学	5, 6月	市内小学校3年生対象	12校 991人
	3月	養護学校社会見学	6人
トライやる・ウィーク	5月	図書館業務体験(中学2年生対象)川西南中学校	2人
	6月	図書館業務体験(中学2年生対象)川西養護学校	3人
実習	9/1～9/11	インターンシップ	2人
	8/3～8/5・8/22,24,29	高校生就業体験学習	5人
	8/25,26	新任教諭初任者研修	2人
	2/4～2/9	図書館実習(司書課程)	1人

(8) 共催イベント

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
両親学級	7/3,11/19,2/26	絵本の読み聞かせ、絵本選びのポイントなどを紹介(保健センター)	78組
”もったいないからはじめよう”～食料問題を考える～	10/1,10,15	ドキュメンタリー映画「もったいない」上映 食品ロスに関わるパル・書籍展示 (国崎クリーンセンター)	映画視聴者 39人
ひょうご子ども読書活動推進フォーラム 阪神・丹波地区	10/2	岩田英作氏による講演・ビブリオバトル パネラー6名によるトークセッション (兵庫県教育委員会)	87人
輝くにんげんフェア	11/12	絵本の読み聞かせ(総合センター)	イベント参加 30人
かわにし子育てフェスティバル	11/13	子育て支援関連の団体によるイベント(アステホール) 「きんたくんぬりえ」、「出張図書館」 (子育て・家庭支援課)	イベント参加 771人 貸出人数・冊数 5人・9冊
ヒューマンライツシアター	12/4	人権についての解説とDVD上映会「わたしはマララ」 (総合センター)	42人

(9) こどもの読書活動推進協議会主催講座等

行事	実施日	内容(対象)	参加人数等
夏休み子どもの本と読書の講習会	8/1,8/24,8/25	小中学校の教員・学校司書・図書ボランティア等を対象とした「ブックコマースナル」「科学の本の紹介」	延べ99人
トークイベント 「本でつながるこころとこころ」	3/20	児童文学作家(安田夏菜氏)へのインタビュー、子どもの読書に関する講演会、「ブックコマースナル」など	40人

川西市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年12月25日

条例第21号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成24年3月27日条例第17号

(設置及び目的)

第1条 図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、川西市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川西市立中央図書館	川西市栄町25番1号

(職員)

第3条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第4条 川西市教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をし、又はそのおそれのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(集会室及び視聴覚室の利用)

第5条 図書館の集会室又は視聴覚室(以下「集会室又は視聴覚室」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 委員会は、集会室又は視聴覚室の利用の目的が次の各号のいずれかに該当するとき、集会室又は視聴覚室の利用を許可しないものとする。

- (1) 図書館業務と目的を異にするとき。
- (2) 風紀を害し、秩序を乱すとき。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は視聴覚室の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例に違反したとき。
- (2) 利用の目的が許可のときと異なったとき。
- (3) 災害その他の事故により、集会室又は視聴覚室の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館運営上、委員会が特に必要と認めたとき。

(図書館協議会)

第8条 図書館に川西市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月27日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に川西市図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の第8条第3項の規定に該当する者とみなす。

川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成17年8月26日教委規則第9号 平成19年5月29日教委規則第11号

平成20年3月27日教委規則第5号 平成21年3月27日教委規則第4号

平成24年7月6日教委規則第10号

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第5条)
- 第2章 図書館資料の収集と除籍(第6条 - 第9条)
- 第3章 個人貸出し(第10条 - 第18条)
- 第4章 団体貸出し(第19条 - 第24条)
- 第5章 削除
- 第6章 障害者サービス(第33条)
- 第7章 図書館施設の利用(第34条 - 第36条)
- 第8章 公民館及び学校等との連携(第37条 - 第39条)
- 第9章 図書館資料の複写(第40条)
- 第10章 川西市図書館協議会(第41条 - 第44条)
- 第11章 補則(第45条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年川西市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 川西市立図書館(以下「図書館」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、雑誌、新聞、記録、視聴覚資料(コンパクトディスク、ビデオ等をいう。)その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び提供並びにそれらの資料の必要な除籍
- (2) 図書、雑誌、紙芝居及びコンパクトディスク(以下「個人貸出資料」という。)の個人貸出し
- (3) 図書、雑誌、紙芝居及びビデオ(以下「団体貸出資料」という。)の団体貸出し
- (4) 図書館資料の相互貸借その他図書館相互の協力等
- (5) 読書案内、読書相談及び調査相談
- (6) 郷土資料、地方行政資料及び市民生活に関する資料の収集及び提供
- (7) 図書館年報その他の刊行物の発行並びに蔵書情報の整理及び提供
- (8) 身体障害者の図書館の利用援助

- (9) 視聴覚室、集会室その他図書館施設の利用提供
- (10) 読書会、読み聞かせ会、資料展示会、鑑賞会、講演会、研究会その他の図書館設置目的にかなう行事等の開催及び援助
- (11) 生涯学習に継続的に取り組むなかで図書館活動に参加する図書館登録グループの活動の奨励
- (12) 公民館図書室との業務の連携
- (13) 子どもの読書活動の推進及び当該読書活動に係る学校その他関係機関等との連携
- (14) 川西市図書館協議会の庶務
- (15) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進のために必要な業務
(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び水曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで
 - (2) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前10時から午後5時まで
- 2 川西市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、前項に定める開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日でない日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 館内整理日 1月から11月までの月の末日及び12月28日(その日が第1号に掲げる日又は土曜日、日曜日若しくは休日に当たるときは、これらの日以外で当該月において末日にもっとも近い日)
 - (4) 特別整理期間 毎年2週間以内で委員会が定める期間
- 2 委員会が必要と認めるときは、前項に規定する休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用規程)

第5条 委員会は、この規則に定める主要な事項を内容とする図書館の利用に関する規程(以下「利用規程」という。)を設け、もって利用者の円滑な図書館の利用に資するものとする。

第2章 図書館資料の収集と除籍

(収集等)

第6条 図書館は、市民の知る自由を保障する機関として、市民の資料要求に最大限にこたえるよう努め、とりわけ市民の読書等及び読書等を通しての課題解決に資するよう、基本的な図書その他図書館資料の収集に努めなければならない。

- 2 郷土資料、地方行政資料及び市民生活に関する資料は、川西市に係るものを体系的に収集するよう努め、併せて関連する周辺地域に係る資料の収集にも留意するものとする。
- 3 図書館資料の収集に当たっては、図書館職員により構成する図書館資料選定の会議を設け、前2項の趣旨の具現を図るものとする。
- 4 前項の会議について必要な事項は、委員会が別に定める。

(不用資料の除籍等)

第7条 委員会は、図書館資料の適正な維持及び充実を図るため、次に掲げる図書館資料については、これを蔵書目録から除籍することができる。

- (1) 破損又は汚損が甚だしく補修が困難なもの
- (2) 一定時間の経過によって資料的価値がなくなったと判断されるもの
- (3) 一定時間の経過により利用がなくなった複本
- (4) 新たに刊行されたもの等の入手によって代替が可能となった既刊の図書等
- (5) 逐次刊行物で図書館が別に定める保存年限を経過したもの

2 委員会は、前項により除籍した図書館資料について、これを広く読書活動の推進等に資する観点をもって学校等に譲与するなどの再利用に努めるものとする。

(亡失資料等の除籍)

第8条 委員会は、次に掲げる図書館資料は、これを蔵書目録から除籍するものとする。

- (1) 5箇年にわたって所在不明のもの
- (2) 災害等により消失したもの
- (3) 利用者の紛失又は長期未返却等により回収不能となったもの
- (4) 他の図書館等へ所蔵換えするもの
- (5) 合冊又は分冊によるもの

(資料の寄託及び寄贈)

第9条 委員会は、資料の寄託又は寄贈を受けることができる。

2 寄託を受けた資料は、これを図書館その他公共施設等において、可能な範囲で活用に努めるものとする。

3 寄贈を受けた資料は、これを図書館において他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

第3章 個人貸出し

(貸出しを受けられる者)

第10条 個人貸出資料の個人貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 川西市内に住所を有する者
- (2) 川西市内の事業所に勤務する者
- (3) 川西市内の学校、幼稚園又は保育所に在籍する者
- (4) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町の区域内に住所を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、図書館長が特に必要と認めた者

(図書館カードの申請と交付)

第11条 個人貸出資料の貸出しを受けようとする者は、次項に定めるところにより、図書館カードの交付を受けるものとする。

2 図書館カードの交付申請は図書館で受け付け、その手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条各号に規定する資格の保持を証明できる書類を図書館窓口に表示すること。
- (2) 図書館カード交付申請書に必要事項を記入し、これを図書館窓口へ提出すること。

3 前項の規定により交付を受けた図書館カードは、これを第三者に貸与してはならない。

(貸出しの手続)

第12条 前条の規定により図書館カードの交付を受けた者は、これを貸出しを受けたい個人貸出資料とともに図書館の貸出窓口に提示することにより、その貸出しを受けることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けた個人貸出資料は、これを第三者に貸与してはならない。
(図書館カードの有効期間と更新)

第13条 図書館カードの有効期間は、その交付を受けた日から起算して3箇年とする。

2 図書館カードの交付を受けて3箇年を経過しない場合で、第10条各号に規定する資格を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その時点で有効期間が満了する。

3 第1項の規定により図書館カードの有効期間が満了した者が、図書館カードを更新しようとするときは、有効期間が過ぎた後、原則として1箇月以内に、図書館カードとともに第10条各号に規定する資格を証明する書類を図書館窓口に提示し、確認を受けなければならない。

(利用者の届出等)

第14条 図書館カードの交付を受けた者その他図書館の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を図書館長に届け出るものとする。

- (1) 第10条各号に規定する資格を失ったとき。
- (2) 申請時に登録した氏名、住所その他の事項に変更が生じたとき。
- (3) 図書館カードを紛失したとき。
- (4) 図書館資料を汚損又は紛失したとき。

2 前項第1号の届出に際しては、交付を受けていた図書館カードを委員会に返還しなければならない。

3 第1項第2号の届出に際しては、変更後の事項を証明する書類を図書館窓口に提示し、確認を受けなければならない。

4 第1項第3号による届出をした者は、図書館カードの再交付を第11条の規定に準じて委員会に申請することができる。

5 第1項第4号による届出をした者は、弁償その他の必要な対処をしなければならない。

(貸出しの期間及び数)

第15条 個人貸出資料の貸出期間は、1回の貸出しにつき2週間以内とする。

2 1人が貸出しを受けることができる個人貸出資料の数は、コンパクトディスクを除く資料は12点までとし、コンパクトディスクは2点までとする。ただし、公民館図書室で現に図書等の貸出しを受けている場合は、その図書等の数を差し引いた数とする。

3 特別整理のための休館その他の長期休館が始まる2週間程度前から前日までの期間においては、前2項の規定にかかわらず、貸出しの期間を延長し、及び貸出し資料の数を増やすことができる。

(貸出しの予約)

第16条 第11条の規定により図書館カードの交付を受けた者は、貸出しを受けたい個人貸出資料の貸出しの予約を図書館に申し込むことができる。ただし、個人貸出資料のうちコンパクトディスクについては、この限りでない。

2 前項の規定により予約を申し込んだ者は、貸出しの準備が整った旨の通知を図書館から受けた日から1週間以内に、原則として図書館に来館して当該資料を借り受けるものとする。ただし、当該期日を経過したときは当該予約を解消したものとする。

3 第1項の規定により予約を申し込んだ者は、当該予約が必要でなくなったときは、直ちに予約の

取消しを図書館に申し出なければならない。

(返却遅滞者への貸出禁止等)

第17条 図書館長は、第15条に規定する貸出期間を経過して、さらに4週間を過ぎても個人貸出資料を返却しない者に対しては、返却の督促を行うものとする。

2 図書館は、前項に規定する期間を超えても、なお個人貸出資料を返却しない者に対しては、別途新たに個人貸出資料の貸出しをすることができない。ただし、返却遅滞に特段の事情があると図書館長が認めるときは、この限りでない。

(閲覧及び保存のための図書館資料)

第18条 図書館資料のうち、図書館長が専ら館内において広く公衆の閲覧等に供することが適切と判断し、又は館内において専ら保存することが適切と判断するものについては、この貸出しを行わないものとする。ただし、次条に定める団体については、特別の事由により貸出しが相当と委員会が認めた場合は、適切な条件設定の上で、ごく短期間に限って当該図書館資料の貸出しを行うことができる。

第4章 団体貸出し

(貸出しを受けられる団体)

第19条 川西市内の学校、幼稚園、保育所、民間文庫その他の市内の団体は、団体貸出資料の貸出しを受けることができる。

2 前項に定める団体のほか、第2条第11号に規定する図書館登録グループは、団体貸出資料の貸出しを受けることができる。

(団体図書館カードの申請と交付)

第20条 団体貸出資料の貸出しを受けようとする団体は、原則として年度当初に団体図書館カードの交付を図書館を通して委員会に申請し、団体図書館カードの交付を受けなければならない。

(団体貸出しの手続)

第21条 前条の規定により団体図書館カードの交付を受けた団体は、図書館長が別に定める日時に図書館に来館し、必要な団体貸出資料を選定して団体図書館カードを提示することにより、貸出しを受けることができる。

(団体図書館カードの有効期間等)

第22条 団体図書館カードの有効期間は、その交付を受けた年度の末日までとする。

2 前項に規定する団体図書館カードの有効期間が終了した団体が次年度においても貸出しを受けようとするときは、第20条に定める手続を行わなければならない。

(団体貸出しの期間と数の制限等)

第23条 団体貸出資料の貸出期間は、1回の貸出しにつき8週間以内とする。

2 1団体が貸出しを受けることができる団体貸出資料の数は、200点までとする。

3 既に貸出しを受けている団体が新たに貸出しを受けようとするときは、貸出しを受けている団体貸出資料の合計が200点を超えない範囲内において、新たに貸出しを受けることができる。

4 第17条の規定は、返却遅滞団体への貸出禁止等について準用する。

(利用団体の届出等)

第24条 団体図書館カードの交付を受けた団体は、第14条に準じて必要な届出を行うものとする。

第5章 削除

第25条から第32条 削除

第6章 障害者サービス

(身体障害者への貸出サービス等)

第33条 図書館は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びこれに準ずる者で図書館長が必要と認めるものから次に掲げる事項の実施について申出があった場合は、これを実施するものとする。

- (1) 第11条第1項に規定する図書館カードの交付申請並びに第12条第1項及び第29条に規定する貸出しの手続を口頭若しくは文書で、又は代理人により受け付けること。
 - (2) 第15条第1項の規定にかかわらず、貸出期間を4週間までとすること。
 - (3) 第15条第2項の規定にかかわらず、1人が貸出しを受けることのできる個人貸出資料(コンパクトディスクを除く。)を15点までとすること。
- 2 図書館は、前項に定める者のうち、川西市の区域内に住所を有するものから次に掲げる事項の実施について申出があった場合は、これを実施するものとする。
- (1) 視覚障害者に対して図書館において図書等の対面朗読を行うこと。
 - (2) 視覚障害者に対し、本人が希望する図書等の点訳又は音訳を図書館が行い、これを提供すること。ただし、著作権者等の許諾が得られない図書等については、この限りでない。
 - (3) 障害の程度が3級以上の者で来館が困難なもの及びこれに準ずる者で図書館長が必要と認めるものに対し、本人が必要とする個人貸出資料を郵送等により届けること。この場合において郵送等の費用は図書館が負担するものとする。

第7章 図書館施設の利用

(図書館行事での利用)

第34条 委員会は、図書館が、集会室、視聴覚室その他図書館フロアー(読み聞かせコーナー、図書展示コーナー等をいう。)を含む図書館施設を利用して、第2条第10号に規定する行事又は図書館運営に必要な会議等を行うときは、その実施日等をあらかじめ定めるものとする。

(登録グループの利用手続)

第35条 第2条第11号に規定する図書館登録グループは、その活動のために集会室、視聴覚室その他図書館施設を利用しようとするときは、利用予定日の3箇月前から1箇月前までに、所定の申請書に施設利用計画書を添付したものを委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項による申請が第2条第11号に規定する活動に該当すると判断したときは、必要な図書館施設の利用を許可するものとする。

(その他の利用手続)

第36条 前2条に掲げるもののほか、集会室又は視聴覚室を利用しようとするものは、利用予定日の1箇月前から3日前までに、所定の書面をもって委員会に申請しなければならない。

- 2 図書館は、前項の申請について委員会が許可したときは、集会室又は視聴覚室を当該申請者の利用に供するものとする。

第8章 公民館及び学校等との連携

(公民館図書室との連携)

第37条 図書館は、公民館図書室の図書等の収集、整理、保存及び除籍について、並びに相互における個人貸出しに係る業務について、これらを公民館図書室と連携して実施し、もって利用者の利便に資するよう努めるものとする。

2 前項に定める連携に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

(図書館カードの共用等)

第38条 第11条第1項に規定する図書館カードは、公民館図書室の図書等の貸出しにおいても利用することができる。

2 第11条に規定する図書館カードの申請及び交付は、これを公民館図書室においてもすることができる。

(学校等との連携)

第39条 図書館は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)及びその実施に係る計画等に基づいて、学校、保育所その他関係機関等との相互の連携を図り、子どもの読書活動の推進に努めるものとする。

第9章 図書館資料の複写

(図書館資料の複写)

第40条 図書館は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、図書館資料の複写を行うことができる。

2 図書館資料を複写しようとする者は、これを図書館に申し出るものとする。

3 前項により図書館資料の複写を申し出た者は、図書館資料の複写のために必要な経費を負担しなければならない。

第10章 川西市図書館協議会

(会長及び副会長)

第41条 条例第8条の規定に基づく川西市図書館協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は会務を総理して協議会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第42条 協議会は、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項に規定する職務を行う。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第43条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第44条 第41条から前条までに定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第11章 補則

(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て図書館長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

- 2 川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 3 年川西市教育委員会規則第 4 号)は、廃止する。

付 則(平成 17 年 8 月 26 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 19 年 5 月 29 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 27 日教育委員会規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により個人貸出資料の郵送等の貸出サービスを受けている者については、この規則による改正後の川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により個人貸出資料の郵送等の貸出サービスを受ける者とみなす。

付 則(平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長の承認を得て図書館長が別に定める。

(川西市立図書館事務分掌規則の一部改正)

- 3 川西市立図書館事務分掌規則(平成 3 年川西市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成 24 年 7 月 6 日教委規則第 10 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

平成29年度版

図書館年報

発行日 平成30年1月
編集・発行 川西市立中央図書館
〒666-0033
川西市栄町25番1号「アステ川西」内
TEL 072-755-2424
FAX 072-755-2458
<http://www.library.city.kawanishi.hyogo.jp/>